

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。
特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業及び重要給水施設配水管事業について、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政措置の拡充等を図ること。
2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。また、地方交付税措置の拡充等を図ること。
3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、補助対象期間を延長すること。
また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充を図ること。
4. 水道事業体の広域化について、支援体制を整備すること。
また、市町村合併で生じた複数浄水場施設の統合に対する財政支援制度を創設するとともに、水道事業運営基盤強化推進事業の採択基準を緩和すること。
5. 地下水の保全を図るため、揚水規制や水質管理の徹底等に係る制度整備を図るとともに、公共性の高い貴重な資源である点を踏まえ、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
6. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。